

## 生態系保全の目標及び評価の基本的考え方

…少なくとも河川等の公共用水域の水質環境基準点のあるような地点においては、農薬取締法が保全対象としている水産動植物への影響がでないように…農薬による生態系への影響の可能性を現状より小さくする…

(農薬取締法第3条第1項第6号の規定— 当該種類の農薬が、…その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。)

